

写

沖縄県と SCSK 株式会社との

首里城復興における DX 推進に関する連携協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と SCSK 株式会社（以下「乙」という。）とは、沖縄県内における連携事業の実施について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、首里城復興基本計画に基づき、甲及び乙が有する資源の効果的な活用と、相互の緊密な連携及び協力により、首里城公園及び周辺地域においてデジタル技術を活用した新しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携し協力する。

- （1）首里城公園及び周辺地域のさらなる魅力の向上
- （2）暮らしと観光が両立したまちづくり
- （3）ニューノーマルにおける新たな観光施設のありかたの実現
- （4）歴史を体現できる都市空間の創出
- （5）段階的整備、見せる復興に関すること
- （6）その他、地域活性化の促進、地域社会への貢献等に関すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（連携・協力の要請）

第 3 条 甲は、前条第 1 項各号に掲げる項目を実施するときは、乙に連携及び協力を要請することができる。この場合において、乙は事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合において甲に周知に係る連携及び協力を要請することができる。この場合において、甲は、事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、前 2 項の規定による要請を行うときは、事業の目的等を個別具体的に明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電子メール等で要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

写

（守秘義務）

第 4 条 甲及び乙は、第 2 条及び前条の規定による連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（変更及び解約）

第 5 条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解約を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、締結日から当該年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲又は乙が書面により終了の申し出を行わない時は、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 6 月 1 日

甲：沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙：東京都江東区豊洲 3-2-20 豊洲フロント
SCSK 株式会社
代表取締役 執行役員 社長 最高執行責任者
谷原 徹